

令和元年第7回教育委員会議事録

令和元年5月8日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和元年5月8日(水) 午後2時00分～午後2時51分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音
委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子
委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長
学校整備担当部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 安藤 利貞
中央図書館長
庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘
特別支援教育課長
済美教育センター
(仮称)就学前教育
支援センター
開設準備担当課長 正富 富士夫 学校支援課長 市川 雅樹
学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備担当課長 岡部 義雄
生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター所長 平崎 一美
済美教育センター
統括指導主事 東口 孝正 済美教育センター
統括指導主事 古林 香苗
済美教育センター
教育相談担当課長 宮 脇 隆

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 小野 謙二

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第29号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について
- 議案第30号 杉並区社会教育委員の委嘱について
- 議案第31号 杉並区立図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第32号 杉並区立就学前教育支援センターの設置について

(報告事項)

- (1) 平成30年度杉並区「教育調査」の結果について

目次

議案

議案第29号	杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第30号	杉並区社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・	5
議案第31号	杉並区立図書館協議会委員の委嘱について・・・・・・・・	6
議案第32号	杉並区立就学前教育支援センターの設置について・・・・・・・・	7

報告事項

(1) 平成30年度杉並区「教育調査」の結果について・・・・・・・・	10
------------------------------------	----

教育長 ただいまから、令和元年第7回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案4件、報告事項1件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1議案第29号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」、を上程いたします。生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、議案第29号杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱についてご説明を申し上げます。

本議案は杉並区立郷土博物館条例に基づきまして、委員任期満了に伴い、新たに杉並区立郷土博物館運営協議会委員を委嘱するものでございます。

参考資料をご覧ください。それぞれ区分、氏名、所属、役職等、住所、任期、分野等について記載しております。今回新規の委嘱につきましては、学校教育及び社会教育の関係者のうち、学校関係者として小学校校長会からの推薦による、鈴木祐一委員。中学校校長会からの推薦による藤井和重委員。町会関係者として堀之内松ノ木地区、町会連合会推薦による古屋進委員。学識経験のあるものとして久保貴子委員となります。なお、任期は令和元年6月10日から、令和3年6月9日までとなっておりますが、古屋進委員のみ、令和元年6月24日から、令和3年6月23日までとなっております。これは4年前の委嘱時に、所属団体からの推薦が遅れたために生じたものでございます。以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

折井委員 学識経験者の久保貴子氏について、所属、役職等についてお伺いしたいのですが、こちらの方は早稲田大学及び昭和女子大学講師とあるのですが、これはどういうことでしょうか。早稲田大学には講

師という職種はなくて、専任講師なのですね。講師と呼ばれるものは、世の中で、国立大学の専任の教員だと、講師。専任を付けない講師ですね。早稲田大学と昭和女子大学の2つの大学で専任の講師をしていることは、おそらく無理なので、こちらは非常勤講師の間違いではないですか。

生涯学習推進課長 早稲田大学と昭和女子大学で講師をされているというのは確かなのですが、常勤、非常勤につきましては、確認いたします。

折井委員 あとから出てくる図書館協議会委員の名簿を拝見していると、学識経験者の方で慶應義塾大学非常勤講師とあるのですね。講師という名前は国立大学でのみ使われるもののはずで、ここは確認をした方が良かったと思います。

生涯学習推進課長 こちらの方は、再度確認しまして正確な表記に変えさせていただきます。失礼いたしました。

教育長 要するに、職制としての職名なのか、雇用の時の勤務条件によるものなのかっていうことが混同されていると、今みたいなことが起るってことだと思います。つまり、国立大学法人の場合には、講師という職制がある。私立の場合には、講師という職制は無い。ただ勤務の態様として非常勤の場合は非常勤講師という。これは、雇用の関係で明らかになってきますから、そこは確認しておけばよいのではないですか。そういうことでいいですか。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第29号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第29号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第2議案第30号「杉並区社会教育委員の委嘱について」を上程いたします。引き続き、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 それでは、議案第30号杉並区社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げます。

本議案は杉並区社会教育委員の設置に関する条例に基づきまして、委

員の任期満了に伴い、新たに社会教育委員を委嘱するものでございます。参考資料をご覧ください。今回、新規の委嘱は学校教育及び社会教育の関係者のうち、社会教育の関係者として、公募された南裕子委員、檜枝光太郎委員となります。その他の公募による委員につきましては、引き続きご応募いただいた朝枝晴美委員と赤池紀子委員の2人の方が該当しております。なお、任期は令和元年6月10日から、令和3年6月9日までとなっております。以上で説明を終わります。ご案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問ございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第30号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第30号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第3議案第31号「杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」を上程いたします。

中央図書館次長からご説明申し上げます。

中央図書館次長 それでは、議案の31号杉並区立図書館協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

本議案は、杉並区立図書館条例に基づき、委員の任期満了に伴い、新たに図書館協議会委員を委嘱するものでございます。参考資料をご覧ください。それぞれの氏名、所属、役職、住所、任期、分野を記載しております。今回の新規の委嘱は、学校教育及び社会教育の関係者のうち、学校関係者として、小学校校長会からの推薦による坂本智子委員、社会教育委員代表の赤池紀子委員、区立大学連携代表の菅野理樹夫委員、利用者団体代表の竹田裕子委員、学識経験のある者のうち、日本大学准教授の大場博幸委員、慶応義塾大学非常勤講師の中島玲子委員となります。

なお任期は、令和元年6月10日から、令和3年6月9日までとなっておりますが、赤池紀子委員のみ、令和3年6月24日から令和3年6月23日までとなっております。これは4年前の委嘱時に社会教育委員からの

推薦が遅れたことにより、このようになっているものでございます。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、無いようですので、教育長、議案の採決をよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第31号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第31号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第4議案第32号「杉並区立就学前教育支援センターの設置について」を上程いたします。済美教育センター（仮称）就学前教育支援センター開設準備担当課長からご説明申し上げます。

(仮称) 就学前教育支援センター開設準備担当課長 私から、議案第32号杉並区立就学前教育支援センターの設置についてご説明をさせていただきます。

すべての幼児が質の高い教育を受けられるよう、区内の子供園、幼稚園、保育所等に対する支援を総合的、一体的に展開する拠点として、杉並区立就学前教育支援センターを設置することといたしました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、次のとおり教育機関を設置いたします。

まず、設置の目的でございますが、杉並区における小学校就学の始期に達するまでの者に対する教育の充実及び振興を図ることとしています。名称は杉並区立就学前教育支援センターとし、所在地は杉並区成田西二丁目24番21号です。設置年月日は令和元年9月30日としております。本センターで行う主な事業としましては、1番目に就学前教育に係る教職員等の能力開発に関すること。2つ目に就学前教育に関する情報の収集及び提供に関すること。3、就学前教育に関する調査、研究に関すること。4、就学前教育に係る相談、及び支援に関すること。5、前各号に掲げるもののほか、杉並区教育委員会が必要と認める事業としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ござ

いましたらお願いをいたします。

對馬委員 先日からこれができるというお話を伺っていて、とても楽しみにしております。いろいろ期待をしたいところなのですが、事業内容を拝見するとすごくやることが整理されていて、とてもよく見えるのですが、例えば一般の子育て中のお母さんとかが利用したい時とかは、どうしたらいいですか。ふらっと行って利用することができるのでしょうか。

(仮称) 就学前教育支援センター開設準備担当課長 このセンターにつきましては、そういったすぐにいらっしゃるという対応は考えていないのですがけれども、例えば就学を前にしたお子さんとかで、個別、具体的なところで相談等ございましたら、就学に向けて丁寧な説明をしたり、相談させていただいたり、そういった取組は考えております。

伊井委員 私も大変期待が持てる場所だと開設を楽しみにしているところでもありますけれども、こういった施設、機関があるってということは、私立でも区立でも幼少期に関わるすべての施設でこのことは聞けるのだと思うのですがけれども、保護者が直接連絡を取るというよりも、例えば保育園だったり、子供園の中で、こういう施設があるのだという声かけから、相談に来るというケースを主に想定している感じでしょうか。

(仮称) 就学前教育支援センター開設準備担当課長 この施設の主な取組としましては、子供園等を中心に具体的な教職員の質の向上を図ったり、幼児期の保護者の方、保育者の方など全体に向けて様々な情報発信をしようといったところでは、就学前全体を視野に入れるところではあるのですがけれども、具体的には子供園を中心として、教員の質の向上だとか学級運営をしっかりとやっていく中で、培った内容等を広く発信していきたいと考えております。

折井委員 すみません、ちょっとお伺いしたいのですが、先ほど保育者への支援ということだったのですが、範囲について改めてお伺いしたいのですが、子供園、それから区立の保育園はわかるのですが、加えて小さな保育ルームだとか、その施設の方もサポートをしていく予定ということの理解でよろしいですか。

(仮称) 就学前教育支援センター開設準備担当課長 広く言うとそのような形になると思いますが、核としましては子供園を中心に様々な取組を展開していきたいと思っております。特に研修につきましては、様々な

区内にある就学前教育施設の方々にご参加いただくような取組を考えておきまして、そういった意味で広く、すべての就学前教育施設に対して、取組を展開したいと考えております。

折井委員 本当に、保育所、保育園、子供園、幼稚園等いろいろあって、保育者が区立の場合は、うちの息子も区立に入れていただいて、本当にしっかりとプロフェッショナルな保育士の方に見ていただいてありがたかったのですが、よく報道されるところでいうと、小さなところだとなかなか施設の中で教育し合おうにも新しくできたばかりで、皆新人ってというようなことがあって、とても質を向上したくてもなかなかできないというところですので、ここまで広げるといというのは新しい取組だと思いますので、最初から皆にとというのはなかなか難しいかとは思いますが、支援の手をできるだけ広いところまで、広げていただければ大変ありがたいなというふうに思います。

(仮称) 就学前教育支援センター開設準備担当課長 今おっしゃられたとおり、広い意味ではすべての就学前教育施設に対して、発信していくということを視野に入れつつ、まずはしっかりと子供園を核としながら、いい形で広げていければと考えております。

教育長 足掛け何年かかったのですか。

(仮称) 就学前教育支援センター開設準備担当課長 平成27年度に構想を検討して、そこから具体的にスタートしていると。

教育長 就学前の教育については、新しい教育課題というか、医学とかどちらかという福祉療養的な側面はかなりきめ細かくされるようになったけれども、教育という側面から見た時に、まだまだ不十分だっていう認識が当時あったわけですね。それで医療も、それから福祉、教育、そういったものを完備していくために、手薄になっている就学前の教育の部分を実質させる必要があるということが、そもそもの就学前教育支援センターの設置の目的の大きなものの1つですね。ご承知のように発達障害であるとか、知的発達遅滞であるとか、様々な発達課題や、成育上の課題を持った就学前の子どもたちに、早い時期に手当てをしていく必要がある。それは単に医療とか、福祉とかという取扱いだけでなく、教育的なアプローチもしていく必要があると考えて構想を練っていったわけですが、やっとなんかここにきて、建物も用意され、組織も立ち上がり、9月末にはできあがるということで、区民の期待も大きいと思いま

す。是非そういった期待に応えていていただきたいと思います。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第32号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第32号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、議案の審議を終わります。それでは、引き続き、報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「平成30年度杉並区『教育調査』の結果について」、済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 私から、平成30年度杉並区『教育調査』の結果について報告いたします。

この調査は、本調査の結果をもとに、各学校、子供園の実情に応じた支援を行い、各学校、子供園の教育活動、保育活動の改善、保育・教育の質の確保、さらなる向上を図ることを目的に実施しております。対象は保育者と教員、すべての保護者、児童・生徒については小学校5年生以上の児童、及び中学校全生徒になります。調査方法、内容、実施期間につきましては、資料のとおりでございます。本調査結果につきましては、平成24年度の調査集計開始以来、様々な取組の積み重ねによって、平成24年度と比較すると、肯定率が10～20%上昇しているものでございます。

資料の調査結果、概要の表につきましては杉並区教育ビジョン2012推進計画指標とした項目を中心にまとめたものでございます。①の「小中一貫教育」につきましては児童・生徒と保護者において、昨年度比で肯定率が上昇しました。これは各学校において、小中のつながりを意識した指導を取り入れてきていることや、小中一貫教育の取組やその成果等について、学校だよりや学校ホームページなどで、地域、保護者等へ積極的に情報発信していることが要因と考えられます。今後は次期教育ビジョン並びに、同推進計画を見据え、「すぎなみ9年カリキュラム」の活用を図りながら、現在の取組を充実させるとともに、「総合的な学び

編」において示した「学校づくり」と「まちづくり」をより密接に関連付けた取組を推進していくことができるよう、学校の取組を支援してまいります。

②の「教員による学習指導」、③の「個に応じた指導」につきましては、昨年度比で肯定率が上昇しました。これは新学習指導要領で示された主体的、対話的で深い学びを教員が実践し、学びの個別化、探求化、協同化を図ってきたことや、児童・生徒一人ひとりの課題に応じ、長期休業中や放課後等を活用して補習等に取り組んできたことが要因と考えられます。今後は教育課題研究指定校において、新たに「教科等における学びの構造転換」等を教育課題とし、実践的な研究を進め、その成果を共有・活用し、学習指導のさらなる充実を図るよう、学校の取組を支援してまいります。

④の「地域と協働した授業」につきましては、児童・生徒において昨年度比で肯定率が上昇しました。これは平成26年度から実施してきた土曜授業において地域人材を外部講師とした授業を行い、それを保護者等へ公開してきたことや、学校運営協議会や、学校支援本部の方々と協議し、各校の特有の課題を解決するための教育活動をつくり上げてきたことが要因と考えられます。今後は、「すぎなみ9年カリキュラム 総合学び編」において示した「学校づくり」と「まちづくり」を関連付けた取組を推進することができるよう、学校の取組を支援するとともに、平成33年度の地域運営学校の全校指定を見据え、学校支援本部と連携した教育活動が更に充実したものとなるよう学校の取組を支援してまいります。

⑤の「ICT機器を効果的に活用した学習活動」につきましては、児童・生徒、保護者において、昨年度比で肯定率が上昇しました。これは教員が授業において電子黒板や、タブレットPC等のICT機器を効果的に活用する場面が増えてきたことや、平成28年度から始めた年1回のICT公開授業を、翌年度から年3回へ拡大し、教育活動におけるICT機器の利活用について、地域、保護者等へ公開してきたことが要因と考えられます。また、こうした取組により、児童・生徒、教員がICT機器を活用する力が身につけてきたことも考えられます。今後は教育課題研究指定校における「ICTを活用した学びの構造転換」を教育課題とし、実践、研究を進め、ICT機器を効果的に活用した、指導実践を全校へ周知していくとともに、よ

り効果的な活用を図ることができる教員の資質、能力を高めるよう、学校の取り組みを支援してまいります。私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

久保田委員 毎年、教育調査の結果を伺いながら、単に数字の問題で平成29年度と30年度の比較ということではなくて、ここ数年間の流れの中でやはり肯定率の数字というのは杉並区がこの間重点的に取り組んできたいろいろなところで上昇している、向上しているっていうのは明らかだなというふうに思っています。もちろん良いことで、そう思っているわけですが、でも大事なことは、こういった数字ってあくまでも大まかな1つの目安でしかなくて、その内実というか、質の問題についてはなかなか見ることができない。

例えば、1つ目の小中一貫教育についても、それぞれの学校でそれぞれの地区でやっていることの内容、質はどうかということを検討していく必要があるだろうし、また、2番目の柱の、まさに学習指導に関わる面で言うならば、各学校でそれぞれの学級でどのような授業が、どのような内容や質で行われているのか、それをきちんと見ていかなきゃいけないし、また3つ目の家庭・地域・学校連携について言えば、杉並区が進めてきている、例えば協働連携の取組、これは全国の中でも進んでいると思っておりますが、当然ある程度の数字が出てきて当たり前ですが、やっている内容とか質はどうか。まさに、子どもたちの学びのレベル、質としてどうか、これを考えていかなければいけないし、この5つめのICT機器の活用にしても、ただ単に活用した学習活動が行われているかというレベルではなくて、ICT機器を活用した授業の質がどうか、子どもたちの学びの姿はどうか、子どもたちがその中でどのように考え、理解を深めたり、あるいはお互いに関わりあったり、伝えあい、発表するという内容の中でのその内容とか質はどうかそれをしっかり見ていかないといけないのかなというふうに考えています。

やはり今の時点で、またこれからの教育を考えていった時に、ここでも、「学びの方向転換」ということが、再三言われています。言葉で言うのは簡単ですが、では、学びの方向転換とはいったい何なのか。言ってみれば学びの質を深めていくというか、高めていくというかそのことに尽きると思うのですが、当然それは教員の質を上げていくことにもな

るし、それが授業の質を高めていくことであり、子どもの学びの質を高めていくことになるのですが、その辺まで見据えて、考えてやっていく必要があったなっていうふうに思っています。

2月の教育委員会の時にも申し上げたのですが、例えば子どもたちが、プログラミング教育でスクラッチを使ってやれていたからいいかどうかというレベルではなくて、その学習活動の中で、子どもたちは本当に学んだのかとか、あるいは考え・理解が深まったのかとか、友達同士の関わりどうだったのか、あるいは発表の内容、質どうだったのか、その辺を見ていかなければいけないということだと思います。ということで是非これから単なる数字のレベルではなくて、学びの質に注目していかを高めていくか。まさに新学習指導要領でいうところの、「主体的、対話的で深い学び」の「深い学び」の部分をきちんと追及していかなければいけないかなと思います。ややもすると、主体的、対話的は見えやすいので、割とわかりやすいかなとは思いますが、深い学びってなかなか見えにくい部分で、その辺を是非済美教育センターも含めて、また現場をサポートしていくという中で、追及していきたいなというふうに私も思っています。是非教育課題研究指定校はもちろんですが、各学校の校内研究はもちろん、杉並区教育研究会、それらの実践研究等も含めてバックアップしながら、杉並の教育の質を上げていく、教員の質を上げていくというところでやっていただければと、期待も含めて申し上げます。以上です。

済美教育センター 所長 調査につきましては、紙、数字だけではみえてこないものがありますので、内容ですとか実際のところどうだったかっていうことは今後、教育調査につきましても、どのようにしていくかっていうことも考えていかなきゃいけないということ。それから「主体的で対話的で深い学び」というのが、形だけではなくて、子どもの深い学びにどのようにつながっているのかということについては、今年から指定した研究指定校の研究を進める中で、学校に周知していく。また杉教研、または教科等推進委員会がございまして、そことの連携も図りながら学校に、「主体的で対話的で深い学び」っていうものが着実に実現できるようにセンターとしても支援してまいりたいと考えております。

折井委員 ちょっと逆説的という言葉を使っていいのか分かりませんが、ひねった形でお伺いしたいのですけれども、Ⅱの③の個に応じた指導が

充実しているかというところの教員のところが、昨年82.8%、今年が82.3%。数値下がっていますよね。こちらは済美教育センターとしてどうとらえていますか。

済美教育センター所長 このところは詳しく分析っていうところまではいってないのですが、個に応じた指導のとらえ方ってというのが、様々になってしまっているところも影響しているのかなっていうふうに考えています。

折井委員 ある種のいやらしい聞き方をしてしまったかと思うのですが、これは2つのうちの1つかなって思うのです。たぶん、一番可能性があるのは誤差の範囲、0.5%ドロップは確実に誤差の範囲だと思うのです。もしくは理由を探すとしたら、先生方が個に応じた指導というものを意識することがより多くなって、それに対して自己評価が厳しくなるということがあるのかなと思うのです。決してこれは下がっていないととらえます。そうやってきたときに、Iの①の保護者、57.4%から57.5%、0.1%アップが上昇したとも言えない。つまり誤差の範囲であるということ、久保田委員と恐らく同じ意見だと思うのですけれども、ほんの少しの数値の差を上がった下がったというふうに言うことは、適切ではないのじゃないのかなというふうに思うのです。数値が上がったから良くなったという気持ちは分かるのですが、統計学的に言うと、明らかにほとんどが誤差の範疇が多いということ、それを考えて言うこと自体が良くない。ただしある程度のところまで行ったら、そこまで差が無いのじゃないのかなと正直思います。

久保田委員がお話しされたように、内容がどうなっているのか、もうその段階にきているのかなというふうに思います。もしくは他地区、もしくは杉並区の10年前、15年前であれば、こういった調査で前は50%だった、それが60%になった、70%になった。調査はもしかしたら意味があったのかもしれませんが、非常に高いレベルっていうところになったら、ここに一喜一憂しないで、どう内容を充実させていくのかということ、先生方も、このアンケートすること自体も含めて、そこに集中していくのが良いのかなという風に思います。一番下にあります、※(米印)1番の肯定率ですが、何段階で評価したかによるかと思うのですが、「とてもそう思う」「ややそう思う」。その他「そう思う」もあったのでしょうか。つまり何段階で評価したのか。調査で選びやすいものって

あるのです。5段階の真ん中を選ぶことが多いとか、だからあえてそれを外そうとか。質問用紙テスト法というような専門家もいるくらいなので、そのあたりの影響もあるかという風に思いますので、極めて高い数値であって、上がった下がったは、もう終わりでもいいのかなというふうに個人的には思います。

済美教育センター所長 ありがとうございます。調査については六件法で実施していきまして、六件法の中には回答不能という選択肢も含んでいます。委員にご指摘いただいた数値のことにとらわれなくて中身をどう読み取っていくかということについては、各学校がこれまでやってきたことを振り返るといふか、見ていかなければいけないなと思っています。小中一貫教育のところにつきましては、平成24年度から比較すると、約17%肯定率が上がっているところですが、その17%が何を意味しているのかとか、この調査をどのようにしていくかということと合わせて読み取り方っていくのも、センターの方で調査、分析していくのをしていかなければいけないなというふうに考えております。

教育長 これはね、2人の委員が指摘されているとおおり、あまり意味の無い分析なのです。数字に意味があるかないか別に議論しないけど、後ろに書いてある分析で問題点が明らかになっていない。なぜそういうことになるかっていうと、折井委員が指摘したように、本来誤差の中に入るかもしれないような数値をとらえて、上がったか下がったかっていうことを論じているのだけど、実は大事なことは初期の段階において、認知度が低かったものが5年6年かけてくる中で、ここまで来たっていうことであれば、所長が説明したように、調査開始当時に比べると、この5年間で、ここまで変化してきたっていうのは有意差として認められる。昨年度から比べて、0.1増えたとか、0.3減ったとかっていうのはあまり意味が無い。まずはそれをやめること。分析になっていない。

そういうふうに見ていくと、ここ近年、2年3年は上昇率が低くなってきているとか、横ばい、あるいは上昇が止まってきているっていうことが問題なのであって、コンマ1増えたか減ったかじゃないのです。調査開始当初は50%だったものが、30年度は75%になったとか、この5年間でこれだけ伸びたとか、そこには有意差はある。その背景には学校の取組が保護者に理解されてきたとか、あるいは授業の改善によって、学習者の学びの良い変化がみられる等の違いを説明する理由、根拠を見出

すことができるけれども、昨年度と比べて0.1増えた減ったってことは、有意差があるわけじゃないから、解説のしようがない。

むしろ大事なことは、伸びが止まって、中だるみの状態、つまり、右肩上がりで上昇してきたものが、ここ何年間か上昇はほぼコンマ1前後で上がったたり下がったりしているということは、その取組が停滞しているか、だいたいこういう事業っていうのはこの程度の肯定率がそこそこの数字であって、これで推移していけばいいのかという判断をするのが、分析です。それは何もされていない。済美教育センターとして、ここ何年間か上昇が止まって、微増で停滞していることを、50%から始まって75%まで来て、ほぼ安定したところで推移していけばいいと思っているのか。停滞期を超えてさらに80、90までもっていくためにはどうしたらいいかって考えているかでは、課題のとらえ方が違ってくる。そういう視点が無い。増えたか減ったかは、足し算引き算すれば分かる。やらなきゃならないことは、今言った2つです。調査開始当時に比べて、どこまで伸びてきたかという長いスパンで見た時に、事業としては一定の成果を見ていると評価するのか、ある時期において数字の変化が止まったということは、マンネリ化しているのか、中休み状態、踊り場状態で、次の上昇が見込まれるような施策展開が今されているか、次の5年間では上昇が見込まれるという分析をするのか、そこがないと何回調査やったら意味が無いと思うのです。やめた方がいいです。

むしろここで問題にしなきゃいけないのは同じ調査の中でも、教員の数字が児童・生徒、保護者、教員の3つのカテゴリの中ですべて止まっているのです。平成29年と30年を比べると、減っているのです。だけどこんなものコンマ1減っただけだから、減ったといえない。それは止まっているのです。ということは教員の意識が中だるみの状態なのか、先生はこの程度まで肯定していればいいと見るのか。その判断を我々はしなきゃいけない。もし、教員の肯定率を90%くらいまでもっていきたいというふうに考えるなら、これは中だるみの状態、停滞期なんです。停滞期を打破するためにはどういう施策が必要かっていうのが、次の課題になるわけで、そこを書いてほしい。

逆に児童・生徒や保護者は、そこそこ伸びてきているのです。なぜかという、児童・生徒っていうのは経年で経験していくから積み重ねていくことによって定着していくものはある。肯定率は高まっていくに決

まっている。一昨年やって、去年やって、今年やっているわけだから下がるはずがない。まともにやっていけば。児童・生徒の数字が上がっていくということは好ましいことでしょう。調査開始初期に比べたら大幅に伸びているとしたら、指導の成果が表れてきているっていう根拠にだってなる。それに対して保護者の数字が伸びてきている部分があって、大幅に伸びてきているものは、ICT。ここは説明不足だったものが、ICTフォーラム等を通して、授業公開もし、保護者にICTを活用した授業を公開していくことによって保護者への周知が広がっていった。それに伴って当然保護者の肯定率も高まっていったと、非常に合理的な説明ができるわけです。一つひとつの評価項目と数字の変化を比べて、去年と1増えたとか、去年とどうだったかとかはもういいから、この説明は書きなおして、むしろ問題点は何かということと、成果として言えるものは何かについてこの数字の変化から見えることを整理して、更にその数字の変化を踏まえて今後の課題は何かっていうことを整理しない限り、事業評価としての体をなしていない。

変化を示して、その根拠を明らかにする、変化の無いところを示してなぜ変化しないかっていうことを明らかにする。カテゴリーによる数字の違いを示して原因を明らかにする。その3つじゃないですか。その3つとも私の方で今言ったわけですよ。それを整理すれば、後ろの調査結果の考察と、今後の取組の方向性っていうのは、もう答えは出たじゃないですか、それを書いてください。後ろは全部書き直し。是非お願いいたします。それが久保田委員と折井委員が指摘したことへの回答です。

庶務課長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、無いようですので、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 ありがとうございます。済美教育センターの報告について意見を言ったのですが、これは庶務課が行っている点検・評価とか、長期計画等に関する評価の洗い流しをしていこうっていうことと連動しているわけです。長期計画とか、区の全体の施策の展開に合わせて、評価のスペンダとか、評価の項目を作ってやってきたけれども、教育委員会が行う事業評価としては合わないもの、つまり内容及び手法がマッチしない部分が出てきた。庶務課はそれについて今後検討していくということで今言っているわけなのですが、新しい取組は、令和4年、つまり令和

3年が現行の教育ビジョンの最終年度であるとするれば、令和4年からの教育調査については、それを踏まえた形に変えていく必要がある。そうすると庶務課の行う点検・評価と、センターが行う教育評価は、全く同じ手法でやっていけばいい。つまり庶務課は教育行政の事務事業をどう評価していくかっていうことですから、当然中身が違ってくる。ただ、済美教育センターが行う調査の方法は、中身は違うけど基本的な枠組みや評価の枠組みは同じじゃないとおかしい。そんなふうに考えると、違うことをそれぞれやろうとしているわけじゃなくて、今後あと何年かかけて、次のタームで何をやるかということと、どう評価していくかっていうことは、時間があるから十分検討していくことができると思います。

今までやってきてあまり意味が無いと思われる時間をどんどんやめにして、教育の取組の成果を何によって、どのように測っていけば区民に分かってのもらえるかっていう、それを一つの目標にしてつくり上げていくと、増えたか減ったかで一喜一憂するのじゃなくて、増えなければ増えないなりに意味を見出していけばいいし、高値で止まっているとしたらそれをどうするのか、さらなる高みを目指すための次の手法を考える糧とするか、それはその時の判断ですから、いろいろと変わってくると思うけど、是非そういうふうに、時間とエネルギーを費やした分だけ得られる成果はそれに見合ったものになるような形に変えていくようお願いしたと思います。

庶務課長 ありがとうございます。今、ご指摘をいただいたようにバックボーンとしては、取り組んだ点検・評価の新たな展開だというふうに理解をいたします。そのうえでしっかりと説明責任がどの調査においても果たせるように、同じ背骨の通った評価書というのを考え出してまいりたいと思います。ありがとうございます。

教育長 お願いします。それでは、以上で本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会の開催予定でございますが、5月22日（水曜日）午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。